

# 第4章 共通統計



江津湖空撮写真



I 災害に強い上下水道の確立

【水道】

1 災害対策用貯水施設

施設名	貯水量 (m <sup>3</sup> )	緊急遮断弁		備考	
		出側	入側		
1 一本木水源地(調整池)	350	○			
2 八景水谷水源地(調整池)	500	○			
3 立田山配水池	12,600	○			
4 健軍配水場(配水池)	12,000	○	○	備品倉庫あり	
5 高遊原配水池	11,000	○			
6 小山西配水池	1,400	○			
7 池上水源地(調整池)	500	○			
8 城山水源地(調整池)	500	○			
9 川尻水源地(配水池)	4,000		○		
10 岩倉山配水池	3,200	○			
11 改寄配水場(配水池)	1,250	○			
12 西梶尾配水場(配水池)	500	○			
13 貢水源地(調整池)	250	○			
14 和泉配水池	4,400	○			
15 徳王配水池	2,600	○			
16 川床配水池	250	○			
17 上松尾第2加圧所(調整池)	250	○			
18 平山配水池	400	○			
19 戸島送水場(調整池)	3,000	○			
20 岳加圧所	150			地震計により送水ポンプを停止させ対応	
21 白浜配水池	150	○			
22 島崎配水池	800	○			
平成28年度	22 箇所	60,050	-	-	-
平成27年度	22 箇所	60,050	-	-	-
平成26年度	22 箇所	60,050	-	-	-
平成25年度	23 箇所	61,350	-	-	-
平成24年度	23 箇所	60,350	-	-	-

2 非常用発電・予備電力施設

施設名	発電機				2回線受電		
	出力 PS	容量			種別	常用	予備
kVA	kW	台数					
1 麻生田送水場	950	750	600	1			
2 麻生田第3水源地	300	250	200	1			
3 麻生田第4水源地	300	250	200	1			
4 一本木送水場	610	500	400	1			
5 八景水谷送水場	680	625	500	1			
6 健軍水源地	3,620	3,000	2,400	1	特高(66kV)	広崎神水線1号線	広崎神水線2号線
7 秋田配水場	3,620	3,000	2,400	1	特高(22kV)	西部線	(1回線受電)
8 託麻送水場					予乙	弓削SS-戸島線	益城SS-北線
9 託麻第4水源地	405	300	240	1			
10 託麻第6水源地	242	200	160	1			
11 戸島送水場	1,490	1,250	1,000	1	高圧	九州電力線	東部環境工場線
12 川尻配水場	540	450	360	1			
13 池上送水場					予乙	春日SS-池上線	日吉SS-田崎線
14 城山送水場	365	300	240	1			
15 改寄配水場	365	300	240	1			
16 改寄第2水源地	63	50	40	1			
17 貢送水場	320	250	200	1			
18 岳加圧ポンプ所	136	125	100	1			
19 上松尾第1加圧所	240	200	160	1			
20 上松尾第2加圧所	240	200	160	1			
21 舞原水源地	107	90	72	1			
22 舞原配水場	107	90	72	1			
23 一木配水場・第1水源地		200	160	1			
24 一木第3水源地		65	52	1			
25 山本第1水源地		40	32	1			
26 山本第2水源地		150	120	1			
27 山本配水場		150	120	1			
28 木留送水場・第1水源地		150	120	1			
29 富応加圧所		65	52	1			

※庄口水源地は健軍水源地発電機により運用可能。沼山津送水場は秋田配水場発電機により運用可能。

災害対策

水循環

環境配慮

広報

水道使用料金

組織・機構

水工業用

### 3 耐震性貯水槽

施設名	貯水量 (m <sup>3</sup> )	所管
1 楠中央公園	100	消防局
2 錦ヶ丘公園	100	東部土木センター
3 渡鹿公園	100	東部土木センター
4 秋津中央公園	100	消防局
5 蓮台寺公園	100	西部土木センター
6 八王寺中央公園	100	東部土木センター
7 白川公園	100	消防局
8 平成中央公園	100	西部土木センター
9 池上中央公園	60	西部土木センター
平成28年度	9 箇所	860
平成27年度	9 箇所	860
平成26年度	9 箇所	860
平成25年度	9 箇所	860
平成24年度	9 箇所	860

※上下水道局は、消防局、公園管理部局より委託を受け点検を行っている。

### 4 応急給水設備

平成28年度					平成27年度	平成26年度
名称	形状	数量	計	合計		
給水タンク	アルミタンク容量1,000ℓ	17個	17,000ℓ	429,500ℓ	17,000ℓ	17,000ℓ
	折りたたみ式タンク容量1,000ℓ	17個	17,000ℓ		12,000ℓ	7,000ℓ
	ポリタンク容量20ℓ	140個	2,800ℓ		6,700ℓ	6,700ℓ
給水車	積載容量2,000ℓ	5台	11,700ℓ		9,700ℓ	9,700ℓ
	積載容量1,700ℓ	1台				
非常用水袋	容量6ℓ	63,500袋	381,000ℓ		268,290ℓ	250,290ℓ
応急給水装置	A型 SUS製 40A 給水栓 4個付×2基	4組	48セット		4組	4組
	B型 SS製 40A 給水栓 2個付×3基	4組			4組	4組
	C型 SUS製 65A 給水栓 4個付×2基	9組			9組	9組
	C型 SUS製 65A 給水栓 3個付×2基	11組			11組	11組
	D型 VP製 20A 給水栓 2個付	2個			2個	2個
T型 消火栓直結型 給水栓 2個付	18本			18本	18本	
緊急作業車	1.25トン積みトラック	3台	3台		3台	3台

### 5 応急給水施設密度

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①応急給水施設数	箇所	22	31	31	32	32
②給水区域面積	km <sup>2</sup>	323.49	323.49	323.49	323.49	323.36
③応急給水施設密度(=①/②)	箇所/100km <sup>2</sup>	6.8	9.6	9.6	9.9	9.9

※平成27年度までは応急給水施設数に、他部署所管の耐震性貯水槽(9箇所)を含める。



応急給水塔



折りたたみ式タンク

## 6 配水池耐震化率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①耐震対策の施された配水池有効容量	m <sup>3</sup>	195,430	195,598	195,598	195,598	192,598
②配水池等有効容量	m <sup>3</sup>	214,960	211,171	211,171	211,171	208,171
③配水池耐震化率(=①/②)	%	90.9	92.6	92.6	92.6	92.5

- ※ 平成28年度からはガイドラインの改訂により、対象とする施設をランクAに限定し、緊急貯水槽及び休止施設は含まない。  
 ※ 平成27年度までは旧市内のみ。(緊急貯水槽及び休止施設含む)(富合町、城南町、植木町を除く)

## 7 浄水施設耐震化率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①耐震対策の施された浄水施設能力	m <sup>3</sup>	286,250	284,900	284,900	284,900	284,900
②全浄水施設能力	m <sup>3</sup>	313,197	301,300	301,300	301,300	301,300
③浄水施設耐震化率(=①/②)	%	91.4	94.6	94.6	94.6	94.6

- ※ 平成27年度までは旧市内のみ。(富合町、城南町、植木町を除く)

## 8 ポンプ所耐震化率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①耐震対策の施されたポンプ所能力	m <sup>3</sup>	545,400	542,300	542,300	542,300	542,300
②耐震化対象ポンプ所能力	m <sup>3</sup>	717,964	694,500	694,500	694,500	694,500
③ポンプ所耐震化率(=①/②)	%	76.0	78.1	78.1	78.1	78.1

- ※ 平成28年度からはガイドラインの改訂により、対象とする施設をランクAに限定とした。  
 ※ 平成27年度までは旧市内のみ。(富合町、城南町、植木町を除く)

## 9 耐震適合性のある基幹管路の割合

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①耐震適合性を有する基幹管路	m	221,905	218,600	215,748	213,039	189,230
②基幹管路延長	m	296,456	294,098	291,442	290,039	277,313
③耐震適合性のある基幹管路の割合(=①/②)	%	74.9	74.3	74.0	73.5	68.2

- ※ 平成24年度は旧市内のみ。(富合町、城南町、植木町を除く)

## 10 水道管路の耐震化率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①耐震管延長	m	860,008	806,271	741,778	664,488	472,143
②管路延長	m	3,448,874	3,414,260	3,366,343	3,309,719	2,841,506
③水道管路の耐震化率(=①/②)	%	24.9	23.6	22.0	20.1	16.6

- ※ 平成24年度は旧市内のみ。(富合町、城南町、植木町を除く)

災害対策

水循環環境

環境配慮

広報

下水道使用料

組織・機構

水工業用

## 【下水道】

### 11 下水道ポンプ場及び浄化センターの耐震化率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①耐震化済施設数	箇所	52	51	49	41	33
②施設数	箇所	200	200	199	196	190
③耐震化率(=①/②)	%	26.0	25.5	24.6	20.9	17.4

### 12 下水道管路の耐震化率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①耐震管延長	km	899.9	875.0	823.9	790.9	747.1
②管路更生延長	km	55.6	52.5	51.3	51.2	50.9
③管路延長	km	2,591.1	2,566.2	2,544.5	2,511.5	2,467.7
④下水道管路の耐震化率(=①+②/③)	%	36.9	36.1	34.4	33.5	32.3

### 13 浸水対策における重点6地区の対策率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①重点6地区の改善排水面積	ha	508.4	508.4	156.4	9.5	9.5
②重点6地区の総排水面積	ha	1,175.6	1,175.6	1,175.6	1,129.5	1,129.5
③重点6地区の対策率(=①/②)	%	43.2	43.2	13.3	0.8	0.8

#### (参考)重点6地区一覧

排水区名	主な地名
加勢川第6排水区	若葉・秋津新町・東町
井芹川第9排水区	花園3丁目
井芹川第8・第10排水区	上熊本
加勢川第5排水区	出水・国府
坪井川第3排水区	高橋・城山大塘
鶯川第2排水区	桜木・花立



雨水貯留管

## II 「地下水都市くまもと」の水環境・水循環の保全

### 1 白川中流域水田を活用した地下水かん養事業

水道水源である地下水を保全するために、また、熊本市地下水保全条例や熊本県地下水保全条例上の地下水大規模採取者としての責務を果たすため、平成16年5月17日に熊本市長と締結した「白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に関する協定書」に基づき、熊本市長が実施する白川中流域水田を活用した地下水かん養事業に参画し、事業に必要な経費の一部を負担している。

年度	湛水のべ面積 (ha・月)	推定かん養量 (万m <sup>3</sup> )	うち 水道事業 会計寄与	助成金 (千円)	水田湛水 助成金 (千円)	事務 助成金 (千円)	うち水道事業 会計負担金 (千円)
				※一般会計			
平成28年度	48	144	67.7	6,708	4,358	2,350	3,152
平成27年度	445	1,335	627.5	46,792	42,082	4,710	21,992
平成26年度	441	1,323	595.4	45,720	41,010	4,710	20,573
平成25年度	491	1,473	662.9	50,906	45,806	5,100	22,907
平成24年度	419	1,258	565.7	46,764	42,054	4,710	21,043
平成23年度	559	1,678	671.3	54,695	49,595	5,100	21,878
平成22年度	476	1,428	571.2	47,481	42,771	4,710	18,992
平成21年度	486	1,458	583.2	47,615	42,905	4,710	19,045
平成20年度	472	1,416	566.4	46,358	41,648	4,710	16,659
平成19年度	402	1,206	482.4	40,840	36,130	4,710	14,000
平成18年度	326	978	391.2	33,941	29,671	4,270	12,000

### 2 阿蘇郡西原村の国有林を活用した水源かん養林の整備

熊本水道創設90周年事業として、林野庁の「法人の森制度」を活用し、水源かん養林「熊本水道の森」の整備を実施した。かん養林の面積は3.04ha、推定かん養量は年間約18,597tとなっている。

### 3 水道水をおいしいと感じる市民の割合

(%)

		平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
水道水をおいしいと感じる市民の割合		81.9	81.7	82.7	81.9
年代別	20～24歳	78.8	79.0	84.2	82.8
	25～29歳	76.1	79.7	80.4	75.7
	30～34歳	76.3	71.7	75.7	78.0
	35～39歳	73.9	78.6	70.3	75.6
	40～44歳	75.5	77.6	84.0	80.1
	45～49歳	83.5	81.6	84.6	77.4
	50～54歳	86.0	82.8	81.9	79.8
	55～59歳	84.7	81.3	78.5	82.7
	60～64歳	80.1	82.6	81.4	83.1
	65～69歳	81.3	86.7	83.2	82.6
	70～74歳	82.8	88.1	88.1	87.0
75～79歳	88.4	87.7	90.7	87.0	
80歳以上	91.3	85.5	91.2	91.2	
家族構成別	独り住まい	71.0	80.6	79.6	80.7
	夫婦二人住まい	85.6	85.6	85.3	83.6
	夫婦に子どものみ	83.2	82.6	81.4	81.7
	三世代同居	80.8	80.1	84.6	81.2
	その他	75.9	80.4	82.5	81.8
居住年数別	5年未満	71.0	68.9	67.3	66.1
	5～10年未満	64.5	75.1	70.5	70.1
	10～20年未満	76.5	78.6	82.1	78.0
	20～30年未満	82.4	81.4	81.7	82.7
	30年以上	86.3	86.0	86.6	86.3
地区別	北区	81.1	79.8	79.6	80.1
	西区	84.5	86.6	86.0	84.3
	中央区	82.7	82.7	85.4	83.4
	東区	83.5	87.8	85.3	85.7
	南区	77.9	75.7	76.9	74.6

※「熊本市第6次総合計画」市民アンケートの結果からの抜粋。

※平成28年度から未実施。

### 4 直結給水率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①直結給水件数	件	256,681	253,041	249,511	245,051	241,274
②給水件数	件	332,573	329,074	326,217	322,449	318,719
直結給水率(=①/②)	%	77.2	76.9	76.5	76.0	75.7

## 5 下水処理水の再利用

### 農業用水としての処理水の再利用

熊本市の南西部、白川と坪井川の間には挟まれた石塘堰樋土地改良区(対象水田面積225ha)では河川流量の減少や河川改修等による取水性の悪化から度々干ばつ被害に悩まされ、慢性的な水不足が生じていた。そこで安定した農業用水確保策として処理水再利用の要請があり、昭和51年度から処理場内の試験田において6年間、さらに現地で3年間の実証試験を経て昭和60年から中部浄化センターの処理水を農業用水として供給している。



### 浄化センターでの処理水の再利用

浄化センター内での使用水量を抑えるため、砂ろ過した後、場内の様々な場所において処理水の再利用を進めている。今後、よりいっそうの再利用に努めていく。

(m<sup>3</sup>/年)

年度	農業用水	浄化センター	浄化センター					合計
			中部 浄化センター	東部 浄化センター	南部 浄化センター	西部 浄化センター	城南町 浄化センター	
平成28年度	7,678,658	2,617,399	1,329,859	1,038,383	89,378	146,963	12,816	10,296,057
平成27年度	5,945,463	2,733,366	1,441,030	1,091,766	60,953	128,813	10,804	8,678,829
平成26年度	7,074,992	2,692,382	1,407,988	1,096,778	59,646	117,817	10,153	9,767,374
平成25年度	2,999,816	2,028,631	1,245,365	577,361	57,648	133,928	14,329	5,028,447
平成24年度	5,838,277	2,400,913	1,248,402	933,052	85,654	125,542	8,263	8,239,190
平成23年度	10,794,501	2,960,759	1,752,131	982,122	86,358	129,119	11,029	13,755,260
平成22年度	11,241,050	4,088,025	2,413,535	1,433,219	105,132	121,595	14,544	15,329,075
平成21年度	8,803,973	3,993,909	2,022,901	1,721,666	121,482	111,903	15,957	12,797,882
平成20年度	11,861,587	5,635,681	2,159,647	3,171,945	174,554	129,535	-	17,497,268
平成19年度	9,506,876	7,429,611	1,809,411	5,252,213	252,956	115,031	-	16,936,487
平成18年度	7,491,442	7,245,635	1,775,621	5,056,164	309,542	104,308	-	14,737,077
平成17年度	7,475,730	7,337,809	1,764,195	5,042,488	410,205	120,921	-	14,813,539
平成16年度	7,651,902	6,574,233	1,735,165	4,359,865	354,672	124,531	-	14,226,135
平成15年度	11,071,443	6,444,634	1,766,103	4,206,716	336,063	135,752	-	17,516,077

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
処理水利用量	m <sup>3</sup>	10,296,057	8,678,829	9,767,374	5,028,447	8,239,190
総処理水量	m <sup>3</sup>	81,094,241	77,584,690	76,160,629	77,260,777	78,127,112
再生水の使用率	%	12.7	11.2	12.8	6.5	10.5

※再生水の使用率=処理水利用量/総処理水量

※総処理水量は、市浄化センターの処理水量

## 6 汚水処理率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①行政区域内人口(住民基本台帳)	人	731,754	733,638	733,516	732,877	731,815
②下水道処理人口	人	651,795	650,323	644,999	643,344	632,110
③農業集落排水施設等整備済人口	人	4,288	4,343	4,426	4,450	4,450
④合併処理浄化槽設置済人口	人	45,940	46,582	49,019	47,203	46,843
⑤コミュニティプラント設置済人口	人	0	63	68	0	0
⑥汚水処理人口(=②+③+④+⑤)	人	702,023	701,311	698,512	694,997	683,403
⑦汚水処理率(=⑥/①)	%	95.9	95.6	95.2	94.8	93.4

※住民基本台帳人口により算出(平成23年度までは、外国人登録数は含まない)

## 7 合流式下水道改善率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①合流式下水道改善面積	ha	573.3	573.3	573.3	573.3	169.5
a)うち緊急改善面積	ha	573.3	573.3	573.3	573.3	169.5
②合流式下水道面積	ha	859.0	859.0	859.0	862.0	862.0
b)うち緊急改善予定面積※	ha	573.3	573.3	573.3	573.3	573.3
③合流式下水道改善率(=①/②)	%	66.7	66.7	66.7	66.5	19.7
c)合流式下水道緊急改善率(=a/b)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	29.6

※緊急改善を行うために、平成21年6月に国から同意を得た面積

## 8 高度処理人口普及率

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①高度処理を実施している人口	人	0	0	0	0	0
②行政区域内人口	人	731,754	733,638	733,516	732,877	731,815
③高度処理人口普及率(=①/②)	%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

### III 環境負荷低減策の推進

#### 1 エネルギーの使用に伴い発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

工場等に係る事業の名称	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
上下水道局全体	t-CO <sub>2</sub>	40,233	46,896	50,046	49,868	43,945
上水道事業	t-CO <sub>2</sub>	22,735	25,439	27,735	28,297	23,818
下水道事業(下水道処理施設維持管理事業)	t-CO <sub>2</sub>	16,785	20,702	21,404	20,782	19,473
管理事業を行う本社等	t-CO <sub>2</sub>	712	756	908	787	652

#### 2 配水量1m<sup>3</sup>あたり二酸化炭素排出量

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①水道事業に係る二酸化炭素排出量	t-CO <sub>2</sub>	22,735	25,439	27,735	28,297	23,818
②配水量	m <sup>3</sup>	82,269,843	80,435,315	79,340,968	80,541,922	79,959,052
③配水量1m <sup>3</sup> あたり二酸化炭素排出量	g-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	276	316	350	351	298

※単位に注意 ①/②×10<sup>6</sup>

#### 3 処理人口1人あたり温室効果ガス排出量

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①下水道事業に係る温室効果ガス排出量	t-CO <sub>2</sub>	20,894	24,639	25,271	24,675	26,710
②処理区域内人口	人	651,795	650,323	645,030	643,344	633,038
③処理人口1人あたり温室効果ガス排出量	kg-CO <sub>2</sub> /人	32.1	37.9	39.2	38.4	42.2
④総処理水量(市営浄化センターのみ)	m <sup>3</sup>	81,094,241	77,584,690	76,160,629	77,260,777	78,127,112
⑤処理水量1m <sup>3</sup> あたり温室効果ガス排出量	g-CO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup>	258	318	332	319	342

※単位に注意 ③=①/②×10<sup>3</sup> ⑤=①/④×10<sup>6</sup>

※エネルギー使用に伴う排出量だけでなく、汚泥の焼却等により生じる排出量も含む。

#### 4 水道施設における自然エネルギー発電量

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
水道施設における自然エネルギー発電量	kWh	240,104	183,386	126,264	84,312	69,877
設置箇所数	箇所	6	6	5	4	3

※太陽光発電設備の設置箇所は、上下水道局本館・上下水道局別館・八景水谷送水場・亀井送水場・熊本市水の科学館。

※小水力発電の設置箇所は、戸島送水場。



上下水道局本館



上下水道局別館



八景水谷送水場



亀井送水場



熊本市水の科学館



戸島送水場

災  
害  
対  
策

水  
循  
環

環  
境  
配  
慮

広  
報

下  
水  
道  
使  
用  
料  
金

組  
織  
・  
機  
構

水  
工  
業  
道  
用

## 5 汚泥の有効利用

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
①汚泥発生量	t	28,728	31,234	30,901	30,476	30,417
②セメント化	t	8,592	9,841	8,597	8,844	4,943
③コンポスト(堆肥)化	t	4,518	5,178	6,227	6,371	4,724
④固形燃料化	t	15,617	16,215	16,077	15,261	(1,843)
⑤汚泥の有効利用量(=②+③+④)	t	28,728	31,234	30,901	30,476	9,667
汚泥の有効利用率(=⑤/①)	%	100.0	100.0	100.0	100.0	31.8

※温室効果ガス削減のため、汚泥固形燃料化施設を南部浄化センター内に建設。

(平成24年度の固形燃料化は試運転のため、有効利用に含めない。)

※平成25年4月から南部浄化センター内において、汚泥固形燃料化施設(50t/日)の運転を開始し、セメント化、コンポスト化と合わせて有効利用率(汚泥リサイクル率)100%を達成した。

※処分量の内訳と合計は少数点以下の端数の関係上一致しない場合がある。



固形燃料化施設

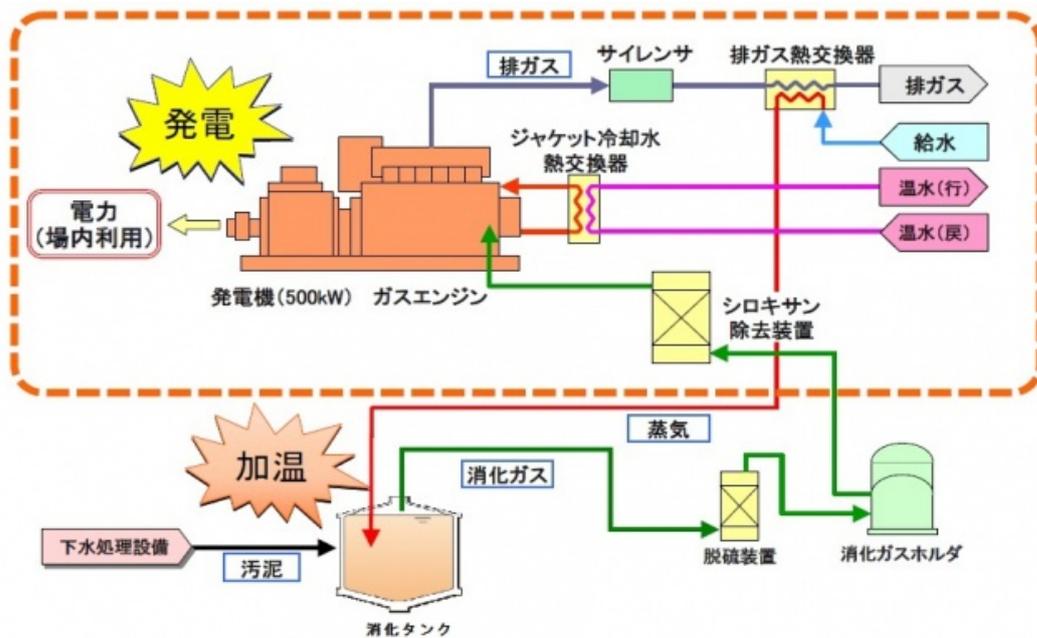


燃料化物(炭化固形物)

## 6 下水汚泥消化ガス発電

消化ガスとは、下水処理で発生した汚泥が消化槽の中で微生物により分解されるときに発生するメタンとCO<sub>2</sub>を含んだ可燃性ガスのことです。

熊本市の浄化センターでは、消化ガスを消化タンクの加温や給湯などに使用していますが、処理場経費のさらなる削減と温室効果ガス排出削減を目指し、平成25年4月から、中部浄化センター内において消化ガスを利用した発電を開始しました。



消化ガス発電のしくみ(中部浄化センター)

## Ⅳ お客さまを真ん中にした事業運営

### 1 上下水道施設見学者数

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
水道施設の見学者数	2,555	3,291	4,408	2,880	3,478
下水道施設の見学者数	1,434	1,652	1,555	1,623	1,670
水の科学館来館者数	95,939	121,366	111,268	112,480	126,888
合計	99,928	126,309	117,231	116,983	132,036

※水道施設見学者数:水道の普及啓発に係る施設見学等

※下水道施設見学者数:下水道の普及啓発に係る施設見学等

※水の科学館来館者数:水の科学館への来館者数

### 2 出前教室等参加者数

(単位:人)

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
水道出前教室	3,332	2,177	2,087	1,919	1,398
下水道出前教室	2,944	1,431	1,642	918	1,199
合計	6,276	3,608	3,729	2,837	2,597

### 3 ホームページ閲覧数

	単位	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
ホームページ閲覧者数	人	462,619	181,667	130,960	98,206	67,491
ホームページ閲覧数	件	2,104,339	706,094	556,847	475,209	462,498

#### 4 アンケート回答数

(単位:件、%)

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
水道の普及啓発に伴うアンケート(件)	176	1,277	583	1,099	1,983
下水道の普及啓発に伴うアンケート(件)	64	66	76	67	74
水の科学館でのアンケート(件)	287	1,415	344	307	492
上下水道に関するアンケート(件)	1,250	1,196	1,158	1,268	1,132
上下水道局の経営が効率的かつ効果的に運営されていると感じる市民の割合(%)※	17.6	15.8	15.5	19	22
上下水道局の情報提供に満足している市民の割合(%)※	36.8	33.3	36.6	27	37
上下水道局を信頼できると感じている市民の割合(%)※	53.7	46.9	49.8	50	56
合計(件)	1,777	3,954	2,161	2,741	3,681

※各設問について、「とても感じる」または「やや感じる」と回答した人の合計を示す

#### 5 パンフレット等の作成状況

(単位:部)

	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
上下水道局だより※	-	-	-	916,000	916,500
上下水道のしおり	1,500	1,500	0	7,000	3,000
熊本市の水道	0	0	0	4,000	1,300
熊本市の下水道	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
下水道のしくみと助成	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
蛇口から聞こえる熊本の水道の物語	0	5,000	-	-	-
熊本市上下水道ガイド	5,000	15,300	-	-	-
わたしたちの水道	0	0	0	5,000	0
わたしたちの水道(八景水谷水源地)	0	0	0	2,000	0
健軍水源地の概要	0	0	0	2,000	0
くらしと下水道	0	0	9,500	9,500	9,500
つないで、使って!下水道	0	0	2,000	2,000	2,000

※上下水道局だよりは平成26年度から地域情報誌に掲載。

# V 検針・水道料金・下水道使用料

## 1 検針状況

区分 年度・月	人員	検針件数 (件)	完全検針件数 (件)	事故件数内訳(件)						検針率	一人 一日 平均 件数 (件)	一人 一月 平均 件数 (件)
				積荷	留守	埋り	位置 不明	その他	計			
28年度	1,026	1,866,527	1,862,299	315	188	19	15	3,636	4,173	99.77%	200	1,819
28年度4月	84	153,802	150,559	2	30	0	0	3,206	3,238	97.89%	242	1,831
5月	85	156,384	156,172	55	19	5	3	125	207	99.86%	191	1,840
6月	86	156,109	155,890	51	11	2	1	152	217	99.86%	207	1,815
7月	86	156,974	156,828	36	24	4	1	77	142	99.91%	192	1,825
8月	84	155,721	155,643	45	10	1	0	17	73	99.95%	208	1,854
9月	85	157,004	156,936	23	21	3	4	14	65	99.96%	194	1,847
10月	85	154,826	154,771	32	7	1	1	11	52	99.96%	203	1,821
11月	86	156,684	156,636	13	16	0	3	12	44	99.97%	191	1,822
12月	85	153,841	153,797	21	13	1	1	1	37	99.97%	204	1,810
29年度1月	86	156,262	156,218	14	19	1	0	7	41	99.97%	189	1,817
2月	87	153,316	153,287	8	6	1	1	8	24	99.98%	201	1,762
3月	87	155,604	155,562	15	12	0	0	6	33	99.97%	186	1,789
27年度	1,004	1,853,338	1,853,060	61	129	7	6	38	241	99.99%	193	1,846
26年度	969	1,830,340	1,830,108	42	129	8	4	49	232	99.99%	191	1,889
25年度	953	1,802,520	1,802,195	36	158	7	2	122	325	99.98%	189	1,891
24年度	983	1,778,342	1,777,986	12	146	9	6	183	356	99.98%	182	1,809

## 2 水道料金累積収納状況

年度	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
28年度	3,401,960	11,818,092,178	2,892,100	10,055,727,234	85.01	85.09
27年度	3,480,706	12,690,155,564	3,473,210	12,675,209,009	99.78	99.88
26年度	3,440,335	12,627,664,328	3,434,869	12,617,011,497	99.84	99.92
25年度	3,397,726	12,498,964,046	3,392,189	12,486,181,649	99.84	99.90
24年度	3,353,428	12,518,167,888	3,348,337	12,503,148,850	99.85	99.88

\*平成28年度の収納額は、平成29年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月に、西地区3月検針調定分は、4月と5月に収納される。

\*調定額は、洗管水道料金等を含む。「4 収納方法別調定件数」の合計は、毎月の請求処理日時点(洗管水道料金等含まない)の統計のため一致しない。

## 3 下水道使用料累積収納状況

年度	調定額		収納額		収納率(%)	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数	金額
28年度	3,082,863	10,684,199,941	2,627,299	9,115,614,040	85.22	85.32
27年度	3,148,034	11,378,622,459	3,138,767	11,356,362,765	99.71	99.80
26年度	3,105,053	11,243,180,684	3,097,545	11,224,314,825	99.76	99.83
25年度	3,081,136	11,119,844,912	3,073,486	11,083,639,145	99.75	99.67
24年度	3,023,084	11,081,475,186	3,015,981	11,027,195,283	99.77	99.51

\*平成28年度の収納額は、平成29年3月31日現在であり、東地区2月検針調定分は3月と4月に、西地区3月検針調定分は、4月と5月に収納される。

## 4 水道料金収納方法別調定件数

年度	口座制		納付制		合計
	件数(件)	%	件数(件)	%	件数(件)
28年度	2,666,207	80.35	652,071	19.65	3,318,278
27年度	2,748,581	80.82	652,251	19.18	3,400,832
26年度	2,717,475	79.91	641,306	18.86	3,358,781
25年度	2,688,199	80.03	628,202	18.70	3,316,401
24年度	2,670,228	80.52	607,030	18.30	3,277,258

5 水道料金改定の変遷

実施年月日		T13.10.1	S2.5.1		S18.7.1	S21.4.1
区分						
家事用水	最低料金	月12m <sup>3</sup> 以下 1円2銭	月12m <sup>3</sup> 以下 96銭	基本料金	10 m <sup>3</sup> 以下 1 円	統 合 最低料金制を 廃止
	超過料金	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 8.5銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 6.8銭	100m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 8銭 101m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 6.4銭	超過料金	1 m <sup>3</sup> に付 10 銭	
営業用水	最低料金	月12m <sup>3</sup> 以下 1円2銭	月40m <sup>3</sup> 以下 2円80銭	基本料金	40 m <sup>3</sup> 以下 3 円 60 銭	使用料 1m <sup>3</sup> に付 20銭
	超過料金	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 8.5銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 6.8銭	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 7銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 5.6銭	超過料金	1 m <sup>3</sup> に付 9 銭	
汽車用水	最低料金	月12m <sup>3</sup> 以下 78銭	月500m <sup>3</sup> 以下 32円50銭	基本料金	500 m <sup>3</sup> 以下 45 円	
	超過料金	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 6.5銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 5.2銭	500m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 6.5銭 501m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 5.2銭	超過料金	1 m <sup>3</sup> に付 9 銭	
湯屋用水	最低料金	月12m <sup>3</sup> 以下 54銭	月200m <sup>3</sup> 以下 9円	基本料金	200 m <sup>3</sup> 以下 12 円	最低料金制を廃止
	超過料金	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 4.5銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 3.6銭	200m <sup>3</sup> 以下 1m <sup>3</sup> 4.5銭 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> 3.6銭	超過料金	1 m <sup>3</sup> に付 6 銭	1m <sup>3</sup> に付 12銭
一時用水	1m <sup>3</sup> に付	16銭	左 同	1m <sup>3</sup> に付	20 銭	40銭
娯楽用水	1m <sup>3</sup> に付	28銭	”	1m <sup>3</sup> に付	35 銭	70銭
共用 (公設)	最低料金	月6.5m <sup>3</sup> 以下 39銭	”	基本料金	6.5 m <sup>3</sup> 以下 48 銭	廃 止
	超過料金	6.5m <sup>3</sup> を超える 1m <sup>3</sup> 6銭	”	超過料金	1 m <sup>3</sup> に付 8 銭	1m <sup>3</sup> に付 16銭
共用 (私設)	最低料金	月6.5m <sup>3</sup> 以下 52銭	”	基本料金	6.5 m <sup>3</sup> 以下 60 銭	廃 止
	超過料金	6.5m <sup>3</sup> を超える 1m <sup>3</sup> 8銭	”	超過料金	1 m <sup>3</sup> に付 10 銭	1m <sup>3</sup> に付 20銭
水道料金納付方法		年4期納付制	左 同	納付方法	昭和10年度より月納集金 制に改正	昭和19年度より 年6期集金制に 改正
備 考			家事用水のみ 値下げ	備 考		最低料金制を 廃止し給水栓 1個に付20 銭を徴収

※制定当時は、計量制と定額制の2本立であり、定額制は1戸5人までは1カ月1円、1人増す毎に15銭、支栓1個増す毎に20銭、浴槽1個30銭。

S22.3.1	S22.6.1	S22.11.1	S23.10.1	S25.2.1	S26.12.1	S28.6.1	S33.4.1	S38.11.1
1m <sup>3</sup> に付 50銭	1m <sup>3</sup> に付 1円 20銭	1m <sup>3</sup> に付 3円 60銭	1m <sup>3</sup> に付 7円	基本水量 8m <sup>3</sup> 基本料金 80円 超過料金 1m <sup>3</sup> 10円	8m <sup>3</sup> 96円 1m <sup>3</sup> 13円	8m <sup>3</sup> 120円 1m <sup>3</sup> 17円	8m <sup>3</sup> 180円 1m <sup>3</sup> 22円	8m <sup>3</sup> 240円 1m <sup>3</sup> 32円
—	—	—	—	基本水量150m <sup>3</sup> 基本料金975円 超過料金1m <sup>3</sup> 6円50銭	150m <sup>3</sup> 1,170円 1m <sup>3</sup> 8円50銭	150m <sup>3</sup> 1,460円 1m <sup>3</sup> 11円	150m <sup>3</sup> 1,500円 1m <sup>3</sup> 11円	150m <sup>3</sup> 2,000円 1m <sup>3</sup> 15円
1m <sup>3</sup> に付 30銭	1m <sup>3</sup> に付 72銭	1m <sup>3</sup> に付 2円 20銭	1m <sup>3</sup> に付 4円 50銭	20円	25円	30円	40円	55円
1円	2円 20銭	7円 20銭	14円 50銭	40円	50円	60円	80円	廃止
—	—	—	—	基本水量6m <sup>3</sup> 基本料金48円 超過料金1m <sup>3</sup> 8円	6m <sup>3</sup> 55円 1m <sup>3</sup> 10円	6m <sup>3</sup> 70円 1m <sup>3</sup> 13円	統合 基本水量 6m <sup>3</sup> 基本料金 90円	6m <sup>3</sup> 120円
1m <sup>3</sup> に付 40銭	1m <sup>3</sup> に付 96銭	1m <sup>3</sup> に付 3円	1m <sup>3</sup> に付 6円	基本水量6m <sup>3</sup> 基本料金60円 超過料金1m <sup>3</sup> 10円	6m <sup>3</sup> 72円 1m <sup>3</sup> 13円	6m <sup>3</sup> 90円 1m <sup>3</sup> 17円	超過料金 1m <sup>3</sup> 16円	1m <sup>3</sup> 22円
—	—	—	—	10円	13円	17円	16円	22円
左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	左 同	毎月集金 制に改正	左 同	左 同
給水栓 1個に付50銭	左 同1円	左 同1円	左 同2円	左 同 2円 基本料金制を実施	取付水栓料 廃止		改定率平均 26. 20%	改定率平均 41. 30%

災  
害  
対  
策

水  
循  
環

環  
境  
配  
慮

広  
報

下  
水  
道  
使  
用  
料  
金

組  
織  
・  
機  
構

水  
工  
業  
道  
用

災害対策  
水循環  
環境配慮  
広報  
水道料金  
組織・機構  
水道業  
道用

実施年月日		昭和48年4月1日			昭和51年1月1日				
口径別	区分	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)		基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)			
			第一段	第二段		第一段	第二段	第三段	第四段
一般用	13mm	8m <sup>3</sup> 以下 280円	9m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 40円	31m <sup>3</sup> 以上 41円	8m <sup>3</sup> 以下 360円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 以下 58円	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 65円	31m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 以下 73円	41m <sup>3</sup> 以上 83円
	20mm				8m <sup>3</sup> 以下 380円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 以下 60円	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 68円	31m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 以下 77円	41m <sup>3</sup> 以上 88円
	25mm				8m <sup>3</sup> 以下 380円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 以下 60円	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 68円	31m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 以下 77円	41m <sup>3</sup> 以上 88円
	40mm	1,000円	30m <sup>3</sup> 以下 40円	31m <sup>3</sup> 以上 41円	1,400円	20m <sup>3</sup> 以下 68円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 以下 78円	51m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 以下 89円	101m <sup>3</sup> 以上 101円
	50mm	1,500円			2,100円				
	75mm	3,000円			4,200円				
	100mm	5,000円			7,000円				
	150mm	10,000円			14,000円				
	浴場営業用	150m <sup>3</sup> 以下 2,000円	151m <sup>3</sup> 以上 15円		150m <sup>3</sup> 以下 2,600円	151m <sup>3</sup> 以上 20円			
	共用給水装置	1戸につき 6m <sup>3</sup> 以下 120円	7m <sup>3</sup> 以上 22円		1戸につき 6m <sup>3</sup> 以下 150円	基本水量を超える水量 30円			
一時用	1m <sup>3</sup> につき 95円				1m <sup>3</sup> につき 200円				
私設消火栓	口径50mm未満・演習20分以内 1個1回につき300円 口径50mm以上・演習20分以内 1個1回につき600円				左 同				
連合専用給水装置	1戸につき、一般用の料金を適用する。				左 同				
備考	用途別料金体系を廃止、口径別料金体系を採用、浴場営業用、一時用、共用栓については、用途別を存置し料金を据置。 一般用料金は、従量制を設定 逦増料金方式を採用。 前受料金制を廃止。				口径区分を現行の6区分を7区分(13mmを独立)に改定、従量料金も2段階を4段階とし、逦増方式を強化。				
料金徴収方法	集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月。(昭和39.8採用)				左 同				
改定率	総合平均28.8% 家庭用22.2% (原案)34.98%				総合平均74% 家庭用38.9% (原案)74%				

昭和53年2月1日					昭和59年2月1日					平成元年 4月1日	
基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)				基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)					
	第一段	第二段	第三段	第四段		第一段	第二段	第三段	第四段		
8m <sup>3</sup> 以下 400円					8m <sup>3</sup> 以下 580円					料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	
8m <sup>3</sup> 以下 500円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 以下 70円	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 80円	31m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 以下 90円	41m <sup>3</sup> 以上 100円	8m <sup>3</sup> 以下 730円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> 以下 100円	21m <sup>3</sup> 以上 30m <sup>3</sup> 以下 120円	31m <sup>3</sup> 以上 40m <sup>3</sup> 以下 130円	41m <sup>3</sup> 以上 150円		
8m <sup>3</sup> 以下 700円					8m <sup>3</sup> 以下 1,030円						
1,800円					2,800円						
4,000円					6,200円						
7,000円	50m <sup>3</sup> 以下 100円	51m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 以下 110円	101m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 以下 120円	501m <sup>3</sup> 以上 135円	11,000円	50m <sup>3</sup> 以下 150円	51m <sup>3</sup> 以上 100m <sup>3</sup> 以下 160円	101m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> 以下 180円	501m <sup>3</sup> 以上 210円		
12,000円					19,000円						
25,000円					40,000円						
150m <sup>3</sup> 以下 3,000円					151m <sup>3</sup> 以上 20円						150m <sup>3</sup> 以下 4,000円
1戸につき 6m <sup>3</sup> 以下 200円	基本水量を超える水量 30円			1戸につき 6m <sup>3</sup> 以下 300円	基本水量を超える水量 50円						
1m <sup>3</sup> につき 240円					1m <sup>3</sup> につき 360円						
左 同					左 同						
左 同					左 同						
口径13、20、25mmの基本料金について、各々格差を設けた。 従量料金については、口径13～25mmと、40mm以上の2区画とし、ともに逓増方式を更に強化。					料金体系は、前回は踏襲した。料金水準につき、生活用水と浴場営業用の改定率の緩和を図り、共同住宅料金の適正化を実施。						平成元年 8月1日以後の支払い料金から適用
左 同					左 同						左 同
総合平均 22.46% 家庭用 17.8% (原案) 22.46%					総合平均 48.67% 家庭用 43.55% (原案) 48.67%					総合平均 3.00%	

災害対策  
水循環  
環境配慮  
広報  
下水道料金  
組織・機構  
水工業道用

災害対策  
水循環  
環境配慮  
広報  
下水道使用料  
組織・機構  
水工業道用

実施年月日		平成4年2月1日										平成9年 4月1日
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段			
一 般 用	13mm	10m <sup>3</sup> 以下 1,050円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	料金は、左記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	
	20mm	10m <sup>3</sup> 以下 1,390円	11~20	135	21~30	160	31~40	185	41以上	220		
	25mm	10m <sup>3</sup> 以下 1,840円										
	40mm	3,850円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円		
	50mm	8,350円										
	75mm	14,850円	1~50	220	51~100	240	101~500	260	501以上	290		
	100mm	25,600円										
150mm	55,000円											
浴場営業用		150m <sup>3</sup> 以下 5,200円	151m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 55円									
共用給水装置		1戸につき 6m <sup>3</sup> 以下 400円	基本水量を超える水量 1m <sup>3</sup> につき 65円									
一時用			1m <sup>3</sup> につき 525円									
私設消火栓			口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 300円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 600円									
連合専用給水装置			1戸につき一般用の料金を適用する。									
備考			料金体系は、前回は踏襲した。但し口径13mm~25mmの基本水量分については、8m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> へ変更した。 また、生活用水と浴場営業用については、改定率の緩和を図った。 ※税抜表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。								平成9年8月1日以後の支払い料金から適用	
料金徴収方法			集金制、納付制、銀行口座振替制、各毎月								左 同	
改定率 (消費税抜き額により算出)			総合平均 45.58% 家庭用 34.74% (原案)45.58%								総合平均 2.00%	

※ 連合栓給水装置について平成9年度条例改定時に「1戸につき口径13ミリメートルの一般用の料金を適用する」に変更。

実施年月日		平成21年9月1日										
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	945円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円
	20mm	1,302円	1~10	15.75	11~20	141.75	21~30	168	31~40	194.25	41以上	231
	25mm	1,774.5円										
	40mm	4,042.5円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	/	
	50mm	8,767.5円										
	75mm	15,592.5円										
	100mm	26,880円	1~50	231	51~100	252	101~500	273	501以上	304.5		
	150mm	57,750円										
浴場営業用		150m <sup>3</sup> 以下 5,460円	151m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 57.75円									
一時用			1m <sup>3</sup> につき 551.25円									
私設消火栓			口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 315円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 630円									
備考		(1)基本水量制の廃止 (2)使用開始及び使用廃止時の料金算定方法の改正(日割計算方式) (3)水道料金の総額表示 (4)共用給水装置の用途廃止 (5)連合専用給水装置の用途廃止  ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		—										

災害対策  
水循環環境配慮  
広報  
下水道使用料  
組織・機構  
水工業道用

実施年月日		平成26年4月1日										
区分 口径別		基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)									
			第一段		第二段		第三段		第四段		第五段	
一般用	13mm	972円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円
	20mm	1,339.2円	1~10	16.2	11~20	145.8	21~30	172.8	31~40	199.8	41以上	237.6
	25mm	1,825.2円										
	40mm	4,158円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	m <sup>3</sup>	円	/	
	50mm	9,018円										
	75mm	16,038円										
	100mm	27,648円	1~50	237.6	51~100	259.2	101~500	280.8	501以上	313.2		
	150mm	59,400円										
浴場営業用	150m <sup>3</sup> 以下 5,616円	151m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき 59.4円										
一時用		1m <sup>3</sup> につき 567円										
私設消火栓		口径50mm未満演習20分以内1個1回につき 324円 口径50mm以上演習20分以内1個1回につき 648円										
備考		消費税率改定に伴う水道料金等の改定 平成26年8月請求分より適用  ※税込表示 料金は、料金表の基本料金と従量料金との合計額(1円未満の端数切り捨て)										
料金徴収方法		納付制、銀行口座振替制、各毎月										
改定率		—										

## 6 共同住宅の料金

### (1) 各戸にメーターを設置するもの

各戸ごとに当該メーター口径により算出した額(1円未満は切り捨て)とする。

### (2) 各戸にメーターを設置していないもの

当該共同住宅の総使用水量をその戸数で除して得た水量を基礎とし、各戸毎に水道料金表の一般用メーター口径20mmの規定を適用して算出した額の合計額(1円未満は、切り捨て)とする。

## 7 量水器

### (1) 年度別設置数

(単位:個)

年度 口径	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
13mm	216,412	219,220	217,157	213,704	210,466
20mm	84,067	82,931	81,775	80,189	78,406
25mm	6,574	6,631	6,661	6,732	6,710
40mm	2,066	2,069	2,057	2,041	2,030
50mm	831	832	825	821	801
75mm	326	326	323	315	314
100mm	58	61	64	64	64
150mm	9	9	9	9	9
合計	310,343	312,079	308,871	303,875	298,800

### (2) 購入状況

年度 口径	購入数 (個)						購入金額 (千円)					
	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
13mm	6,900	12,550	13,505	14,700	14,724	13,500	15,095	27,377	25,612	24,698	26,756	28,276
20mm	5,820	2,600	4,708	4,516	3,600	4,001	16,024	7,217	11,508	10,547	8,493	11,695
25mm	500	1,000	649	560	320	403	1,863	3,742	2,338	1,720	1,002	1,509
40mm	131	181	100	280	220	220	1,499	2,109	1,166	3,146	2,503	3,119
50mm	85	140	137	119	68	180	4,544	7,484	5,992	6,685	3,820	13,891
75mm	45	75	70	40	4	60	3,694	6,075	5,292	2,982	309	5,733
100mm	10	20	9	17	0	5	1,404	2,808	1,118	1,838	0	751
150mm	1	1	0	0	0	2	248	366	0	0	0	664
合計	13,492	16,567	19,178	20,232	18,936	18,371	44,371	57,178	53,026	51,616	42,883	65,638

### (3) 量水器出入庫管理状況

(単位:件)

	据付個数	取付		取外		取替		購入 個数	修理 個数	廃棄 個数
		件数	うち委託	件数	うち委託	件数	うち委託			
平成28年度	310,343	10,745	3,508	12,252	10,323	40,386	39,935	13,492	40,110	7,151
13mm	216,412	7,673	2,529	10,442	8,884	30,499	30,298	6,900	32,250	4,206
20mm	84,067	2,809	934	1,493	1,214	9,145	9,143	5,820	7,400	2,200
25mm	6,574	188	38	238	173	470	469	500	320	400
40mm	2,066	51	5	55	37	174	11	131	140	80
50mm	831	20	2	20	13	61	11	85	0	166
75mm	326	4	0	2	2	32	3	45	0	72
100mm	58	0	0	2	0	4	0	10	0	26
150mm	9	0	0	0	0	1	0	1	0	1
平成27年度	312,079	8,936	2,126	5,321	3,757	34,296	33,001	16,567	27,300	9,590
平成26年度	308,871	9,354	2,230	5,320	3,645	33,904	33,430	19,178	25,060	16,006
平成25年度	303,875	8,137	2,163	4,297	2,788	37,226	36,336	20,234	27,810	10,014
平成24年度	298,800	8,966	2,620	5,734	4,105	37,263	36,175	18,936	28,850	8,693

災害  
対策

水  
循  
環

環  
境  
配  
慮

広  
報

水  
道  
使  
用  
料  
金

組  
織  
・  
機  
構

水  
工  
業  
道  
用

(4) 隔測メータ設置状況 (単位: 件)

	隔測メータ		無線メータ		電子メータ	
	設置箇所	設置個数	設置箇所	設置個数	設置箇所	設置個数
平成28年度	5	81	2	2	14	33
13mm	1	48	1	1	10	28
20mm	2	24	0	0	1	1
25mm	2	9	0	0	3	4
40mm	0	0	1	1	0	0
50mm	0	0	0	0	0	0
75mm	0	0	0	0	0	0
100mm	0	0	0	0	0	0
150mm	0	0	0	0	0	0
平成27年度	5	81	2	2	14	33
平成26年度	5	81	2	2	13	33
平成25年度	5	81	1	1	15	34
平成24年度	5	138	3	3	15	33

(5) 量水器改良工事施工状況 (単位: 件)

種別	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度
位置変更	0	0	1	1	1
位置上げ	0	1	0	0	3
量水器箱取付	0	0	0	0	0
改造 その他	0	7	3	24	13
合計	0	8	4	25	17

(6) 量水器使用料改定の変遷

実施年月日	口径区分							
	13mm	20mm	25mm 以上	38mm 以上	50mm 以上	75mm 以上	100mm 以上	150mm 以上
大正13年10月01日	市内30銭 市外45銭	45 銭	60 銭	—	2 円	3 円	4 円	—
昭和02年05月01日	市内無料 市外30銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	4 円
昭和05年07月01日	15 銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	4 円
昭和18年07月01日	20 銭	45 銭	60 銭	1 円	2 円	3 円	4 円	6 円
昭和21年04月01日	30 銭	70 銭	1 円	1円50銭	3 円	4円50銭	6 円	9 円
昭和22年03月01日	75 銭	1円75銭	2円50銭	3円75銭	7円50銭	11円25銭	15 円	22円50銭
昭和22年06月01日	1円80銭	4円20銭	6 円	9 円	18 円	27 円	36 円	54 円
昭和22年08月01日	5 円	12 円	18 円	27 円	54 円	81 円	110 円	160 円
昭和23年10月01日	10 円	24 円	36 円	54 円	108 円	162 円	220 円	320 円
昭和24年04月01日	13 円	24 円	36 円	54 円	108 円	162 円	220 円	320 円
昭和25年02月01日	20 円	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	450 円
昭和26年12月01日	24 円	30 円	50 円	70 円	150 円	230 円	310 円	450 円
昭和28年06月01日	30 円	40 円	50 円	100 円	200 円	300 円	400 円	500 円
昭和33年04月01日	廃 止							

8 下水道使用料改定の変遷

		昭和34年8月	昭和51年10月	昭和59年4月	昭和64年1月	平成元年4月	
水道水による汚水	一般家庭用及び営業用	水道料金の17%	基本使用料8m <sup>3</sup> まで 80円	一般用	基本使用料8m <sup>3</sup> まで 150円	基本使用料 8m <sup>3</sup> まで 300円	同左
			9m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき10円		9m <sup>3</sup> 以上 10m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき20円	9m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき40円	同左
			11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき20円		11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき25円	同左	
			21m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき21円		21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき30円		同左
			31m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき23円		51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき35円	同左	
			51m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき25円		51m <sup>3</sup> 以上 201m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき40円		同左
	一般公衆浴場との兼用	水道料金の17%	基本使用料8m <sup>3</sup> まで 80円	基本使用料8m <sup>3</sup> まで 80円	200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき35円	200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき60円	
			9m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき10円	同左	1m <sup>3</sup> につき40円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき70円	同左
			11m <sup>3</sup> 以上20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき20円			501m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき80円	
			21m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき5円				
浴公衆	水道料金の17%	1m <sup>3</sup> につき 5円	浴公衆	1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 5円	同左	
水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき (5人まで) 30円 1人増すごとに5円	1世帯につき 80円	家庭用	1世帯につき 150円	1世帯につき 300円	同左
		1m <sup>3</sup> につき 3円	1m <sup>3</sup> につき 6円		営業用	2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき15円	
	2001m <sup>3</sup> 以上 5000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき30円						
	5001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき40円						
浴公衆	1m <sup>3</sup> につき 2円	1m <sup>3</sup> につき 5円	浴公衆	1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 5円	同左	
消費税等			消費税等			※税抜表示料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額(1円未満の端数は、切り捨て)とする。	
改定率	-	172.00%		68.50%	93.60%	3.00%	

\*水道水以外による汚水: 井戸水、温泉水など

災害対策

水循環

環境配慮

広報

下水道使用料

組織・機構

水工業道用

## 8 下水道使用料改定の変遷(つづき)

		平成5年6月	平成9年5月	平成13年4月	平成17年11月	平成21年9月
災害対策 水循環 環境配慮 広報	水道水による汚水 一般用	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで 400円	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで 600円	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで 800円	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで 990円	基本使用料 10m <sup>3</sup> まで 850円
		11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき50円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき70円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき90円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき125円	11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき125円
		21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき65円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき90円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき115円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき165円	21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき165円
		51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき85円	51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき125円	51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき165円	51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき200円	51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき200円
		201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき100円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき150円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき200円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき240円	201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき240円
		501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき120円	501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき185円	501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき250円	501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき280円	501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき280円
		2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき140円	2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき220円	2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき300円	2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき325円	2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき325円
	浴公 場衆	1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 10円	1m <sup>3</sup> につき 12円	1m <sup>3</sup> につき 12円
水道水以外による汚水	家庭用	1世帯につき 500円	1世帯につき 1,000円	1世帯につき 1,300円	1世帯につき 1,700円	1世帯につき 1,700円
	営業用	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様	水道水による汚水 一般用と同様
	浴公 場衆	1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 5円	1m <sup>3</sup> につき 10円	1m <sup>3</sup> につき 12円	1m <sup>3</sup> につき 12円
消費税等		※税抜表示 料金は、上記料金表の基 本料金と従量料金との合 計額に100分の103を乗 じて得た額(1円未満の端 数は、切り捨て)とする。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金との 合計額に100分の10 5を乗じて得た額(1円未 満の端数は、切り捨て)と する。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金との 合計額に100分の10 5を乗じて得た額(1円未 満の端数は、切り捨て)と する。	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金との 合計額	※税抜表示 料金は、上記料金表の 基本料金と従量料金との 合計額
		37.33%	44.91%	30.58%	18.54%	-

\*水道水以外による汚水:井戸水、温泉水など

平成26年4月	
基本使用料	874.28円
1m <sup>3</sup> 以上 10m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき14.39円	
11m <sup>3</sup> 以上 20m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき128.57円	
21m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき169.71円	
51m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき205.71円	
201m <sup>3</sup> 以上 500m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき246.85円	
501m <sup>3</sup> 以上 2000m <sup>3</sup> まで 1m <sup>3</sup> につき287.99円	
2001m <sup>3</sup> 以上 1m <sup>3</sup> につき334.28円	
1m <sup>3</sup> につき 12.34円	
(1)メーターが設置してある場合:メーターで計量した使用水量により算定 (2)メーターがない場合:使用人数及び用途に応じた認定水量により算定 (別表1,2により算定)	
水道水による汚水 一般用と同様	
1m <sup>3</sup> につき 12.34円	
※税込表示 料金は、上記料金表の基本料金と従量料金との合計額	
-	

別表1

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人
人員割認定水量	9m <sup>3</sup>	15m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	24m <sup>3</sup>	28m <sup>3</sup>

※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに4m<sup>3</sup>を加えた水量。

別表2

使用人数		1人	2人	3人	4人	5人
認定 用途 水量 人員 ・	トイレ	2m <sup>3</sup>	4m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>	7m <sup>3</sup>	8m <sup>3</sup>
	風呂	2m <sup>3</sup>	3m <sup>3</sup>	4m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>
	炊事	2m <sup>3</sup>	3m <sup>3</sup>	4m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>
	洗濯	2m <sup>3</sup>	3m <sup>3</sup>	4m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup>	6m <sup>3</sup>
	洗顔その他	1m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>	2m <sup>3</sup>

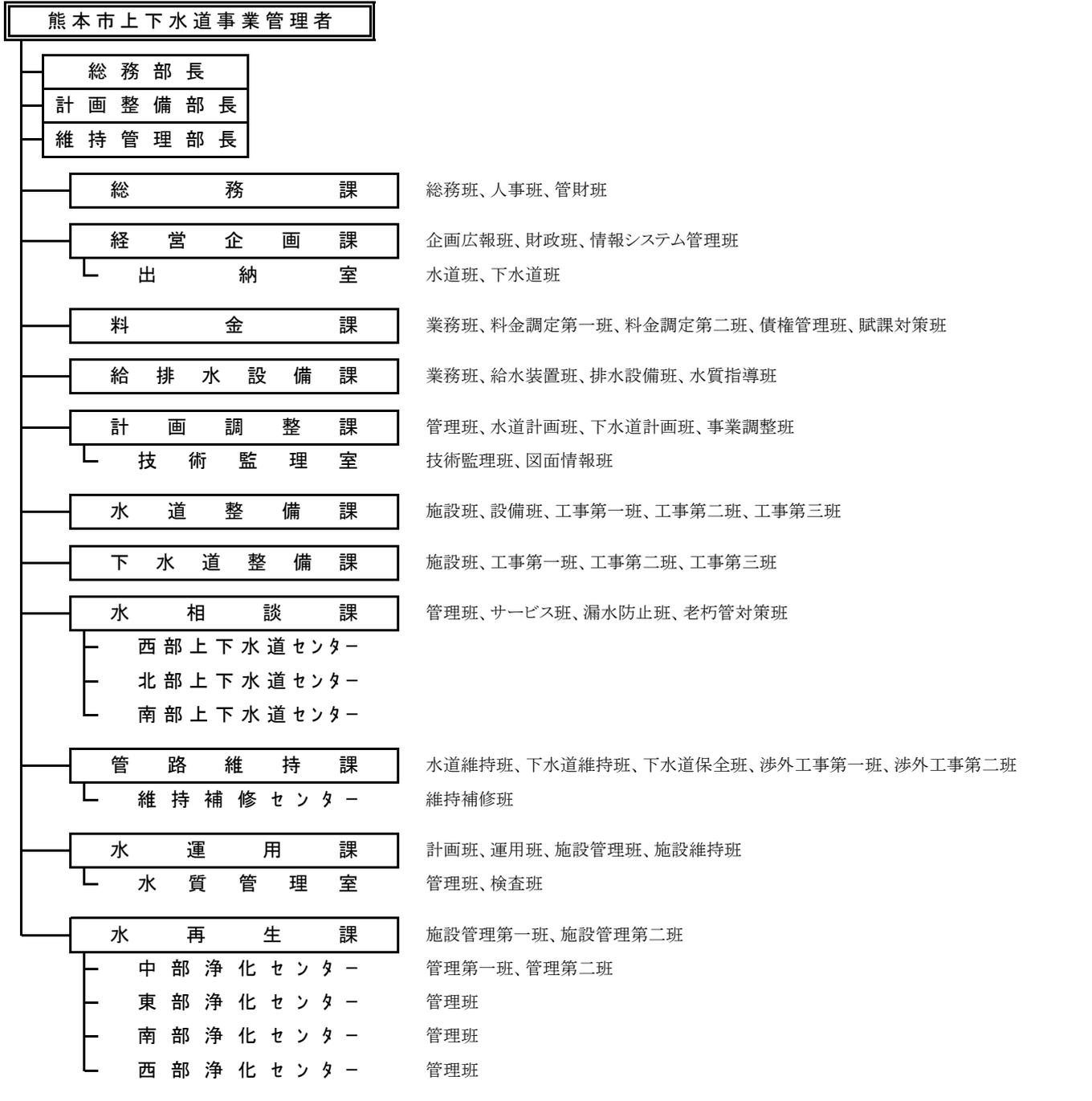
※ 4人以上の場合は、3人の水量に1人増加するごとに用途に応じ、  
トイレ1m<sup>3</sup>、風呂1m<sup>3</sup>、炊事1m<sup>3</sup>、洗濯1m<sup>3</sup>を加えた水量。

災害  
対策水  
循  
環  
環環  
境  
配  
慮広  
報下  
水  
道  
使  
用  
料  
金組  
織  
・  
機  
構水  
工  
業  
道  
用



#### IV 組織・機構

##### 1 機構図(平成29年3月31日現在)



災害対策  
水循環環境配慮  
広報  
下水道使用料  
組織・機構  
水工業用

## 2 事務分掌(平成29年3月31日現在)

### 総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 3 文書の収発及び管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 熊本市上下水道サービス公社に関すること。
- 6 危機管理及び災害対策に関すること。
- 7 不用品の処分に関すること。
- 8 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 9 組織に関すること。
- 10 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 11 研修に関すること。
- 12 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 13 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 14 局有財産の取得、管理及び処分に関すること(他の課又はかいの所管に属する事務を除く。)
- 15 庁舎の維持管理に関すること(他の課又はかいの所管に属する事務を除く。)
- 16 公用車の管理に関すること。
- 17 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。

### 経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 4 事業統計に関すること。
- 5 広報及び広聴に関すること。
- 6 水の科学館に関すること。
- 7 財政計画に関すること。
- 8 企業債に関すること。
- 9 予算に関すること。
- 10 工業用水道事業に関すること(他の課又はかいの所管に属する事務を除く。)
- 11 情報化施策の推進及び調整に関すること。
- 12 情報システムの総括に関すること。
- 13 出納室に関すること。

### 出納室

- 1 決算に関すること。
- 2 支払の審査及び執行に関すること。
- 3 出納預託に関すること。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 5 資金運用及び一時借入金に関すること。
- 6 固定資産に関すること。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

### 料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 使用水量(水道に係るものに限る。)及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- 3 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び減免に関すること。
- 4 水道料金等の転居等清算に関すること。
- 5 水道料金等の収納に関すること。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関すること。
- 7 水道料金等の滞納整理に関すること。
- 8 水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。
- 9 水道料金等の不納欠損処分に関すること。
- 10 局内の債権管理に係る助言及び指導に関すること。
- 11 量水器に関すること。

### 給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関すること。
- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関すること。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関すること。

- 4 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金等に関する事。
- 5 水洗便所改造資金に関する事。
- 6 排水設備に関する事。
- 7 給水設備の確認に関する事。
- 8 事業所排水の水質指導に関する事。
- 9 配管図面の交付に関する事。

#### 計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関する事。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関する事。
- 3 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関する事。
- 4 下水道資源の有効活用に関する事。
- 5 下水道雨水事業の整備に係る調整に関する事。
- 6 技術監理室に関する事。
- 7 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関する事。

#### 技術監理室

- 1 工事の検査に関する事。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関する事。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関する事。
- 4 配管図面の管理及び埋設物調査の受付に関する事。
- 5 下水道台帳に関する事。

#### 水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関する事。

#### 下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関する事。
- 2 下水道雨水事業に関する事。
- 3 私道への下水道布設に関する事。

#### 水相談課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の漏水防止に関する事。
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関する事。
- 3 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関する事。
- 4 配水管布設工事についての要望及び相談に関する事。
- 5 老朽給水管の更新に関する事。
- 6 保安勤務及び水防業務に係る体制及び人員の編成に関する事。
- 7 貯蔵品の経理及び保管に関する事。
- 8 西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センターに関する事。
- 9 課内、管路維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関する事。

#### 西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センター

- 1 工業用水道に係る使用水量の計量及び認定に関する事(南部上下水道センターに限る。)
- 2 工業用水道料金に関する事(南部上下水道センターに限る。)
- 3 貯蔵品の保管及び受払に関する事。
- 4 水道施設、工業用水道施設(南部上下水道センターに限る。)及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関する事。
- 5 水道施設管路、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の維持管理に関する事。
- 6 水道施設、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の漏水防止に関する事。
- 7 給水施設(南部上下水道センターに限る。)及び給水装置に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関する事。
- 8 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関する事。
- 9 受託給水装置工事に伴う加入金に関する事(北部上下水道センターに限る。)
- 10 受託給水工事費に関する事(北部上下水道センターに限る。)

#### 管路維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関する事。
- 2 貯蔵品の受払に関する事。
- 3 下水道管渠施設の維持管理に関する事。
- 4 水防業務の統括に関する事。
- 5 水道施設管路、工業用水道施設管路、下水道管渠施設及び給水管の移設の渉外に関する事。
- 6 維持補修センターに関する事。

災  
害  
対  
策

水  
循  
環

環  
境  
配  
慮

広

報

下  
水  
道  
使  
用  
料  
金

組  
織  
機  
構

水  
工  
業  
道  
用

### 維持補修センター

- 1 下水道管渠施設の維持管理作業に関すること。
- 2 貯蔵品の保管に関すること。

### 水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関すること。
- 2 水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関すること。
- 3 塩素滅菌に関すること。
- 4 配水系統及び水圧の管理に関すること。
- 5 地下水障害に関すること。
- 6 水質管理室に関すること。

### 水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関すること。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関すること。

### 水再生課

- 1 マンホールポンプ及び浄化センターに属さないポンプ場等の管理に関すること。
- 2 下水道の水質に関する業務の統括に関すること。
- 3 浄化センターに関すること。

### 中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター及び西部浄化センター

- 1 公共下水の終末処理に関すること。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関すること(中部浄化センター及び東部浄化センターに限る。)
- 3 各浄化センターの管理に関すること。
- 4 ポンプ場の管理に関すること。
- 5 放流水の水質に関すること。
- 6 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関すること。
- 7 下水道に係る水質の調査及び研究に関すること。
- 8 下水汚泥固形燃料化施設に関すること(南部浄化センターに限る。)
- 9 伏越施設の管理に関すること(西部浄化センターに限る。)

災  
害  
対  
策

水  
循  
環

環  
境  
配  
慮

広

報

下  
水  
道  
使  
用  
料  
金

組  
織  
機  
構

水  
工  
業  
道  
用

3 職員数及び配置

(平成29年3月31日現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計
	事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			
				事務職員	技術職員	合計				事務職員	技術職員	合計	
総務部長	1		1	1		1							1
総務課	12		12	12		12	4		4	4		4	16
総務班	6		6	6		6	2		2	2		2	8
人事班	3		3	3		3	1		1	1		1	4
管財班	3		3	3		3	1		1	1		1	4
経営企画課	13	1	14	13	1	14	6	1	7	6	1	7	21
企画広報班	7		7	7		7	1	1	2	1	1	2	9
財政班	2		2	2		2	2		2	2		2	4
情報システム管理班	1	1	2	1	1	2	1		1	1		1	3
出納室	3		3	3		3	2		2	2		2	5
水道班	3		3	3		3							3
下水道班							2		2	2		2	2
料金課	22		22	22		22	16		16	16		16	38
業務班	9		9	9		9	1		1	1		1	10
料金調定第一班	9		9	9		9							9
料金調定第二班							6		6	6		6	6
債権管理班	4		4	4		4	2		2	2		2	6
賦課対策班							7		7	7		7	7
給排水設備課	15	6	21	15	6	21	10	4	14	10	4	14	35
業務班	5	1	6	5	1	6		1	1		1	1	7
給水装置班	10	5	15	10	5	15							15
排水設備班							10		10	10		10	10
水質指導班								3	3		3	3	3
計画整備部長								1	1				1
計画調整課	6	12	18	3	5	8	3	10	13	1		1	31
管理班	4	2	6	1		1	2	1	3				9
水道計画班		5	5										5
下水道計画班								5	5				5
事業調整班								4	4				4
技術監理室	2	5	7	2	5	7	1		1	1		1	8
技術監理班		3	3		3	3							3
図面情報班	2	2	4	2	2	4	1		1	1		1	5
水道整備課		34	34										34
施設班		6	6										6
設備班		5	5										5
工事第一班		8	8										8
工事第二班		9	9										9
工事第三班		6	6										6
下水道整備課							29		29				29
施設班								11	11				11
工事第一班								6	6				6
工事第二班								6	6				6
工事第三班								6	6				6
維持管理部長		1	1		1	1							1
水相談課	19	19	38	19	18	37	5	1	6	5	1	6	44
管理班	4	1	5	4	1	5	2	1	3	2	1	3	8
サービス班	6	1	7	6		6							7
漏水防止班	3	6	9	3	6	9							9
老朽管対策班		5	5		5	5							5
西部上下水道センター	3	2	5	3	2	5	1		1	1		1	6
北部上下水道センター	2	2	4	2	2	4	1		1	1		1	5
南部上下水道センター	1	2	3	1	2	3	1		1	1		1	4
管路維持課	2	18	20	2	18	20	1	30	31	1	30	31	51
水道維持班	1	7	8	1	7	8							8
下水道維持班							1	5	6	1	5	6	6
下水道保全班								7	7		7	7	7
涉外工事第一班		6	6		6	6							6
涉外工事第二班	1	5	6	1	5	6							6
維持補修センター							18	18		18	18		18
維持補修班							18	18		18	18		18
水運用課	1	39	40	1	39	40							40
計画班		7	7		7	7							7
運用班	1	16	17	1	16	17							17
施設管理班		4	4		4	4							4
施設維持班		5	5		5	5							5
水質管理室		7	7		7	7							7
管理班		3	3		3	3							3
検査班		4	4		4	4							4
水再生課							56		56		56		56
施設管理第一班								6	6		6	6	6
施設管理第一班								3	3		3	3	3
中部浄化センター							32	32		32	32		32
管理第一班							25	25		25	25		25
管理第二班							7	7		7	7		7
東部浄化センター							6	6		6	6		6
管理班							6	6		6	6		6
南部浄化センター							6	6		6	6		6
管理班							6	6		6	6		6
西部浄化センター							3	3		3	3		3
管理班							3	3		3	3		3
合計	91	130	221	88	88	176	45	132	177	43	92	135	398

\*管理者及び再任用(56人)は除く。課長補佐以上は、それぞれの筆頭班に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

災害対策  
水循環環境配慮  
広報  
下水道使用料金  
組織・機構  
水工業用

#### 4 勤続年数別職員構成

(平成29年3月31日現在)

年数別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
1年未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
1年以上～3年未満	7	5.1	22	8.4	29	7.3
3年以上～5年未満	4	2.9	9	3.4	13	3.3
5年以上～10年未満	7	5.1	35	13.4	42	10.6
10年以上～15年未満	8	5.9	7	2.7	15	3.8
15年以上～20年未満	7	5.1	14	5.3	21	5.3
20年以上～25年未満	28	20.6	26	9.9	54	13.6
25年以上～30年未満	23	16.9	64	24.4	87	21.9
30年以上～35年未満	28	20.6	37	14.1	65	16.3
35年以上	24	17.6	48	18.3	72	18.0
計	136	100.0	262	100.0	398	100.0
平均年数	25年6月		22年7月		23年2月	

\* 管理者及び再任用職員(56人)を除く。

\* 業務職員は技術職員に含む。

#### 5 年齢別職員構成

(平成29年3月31日現在)

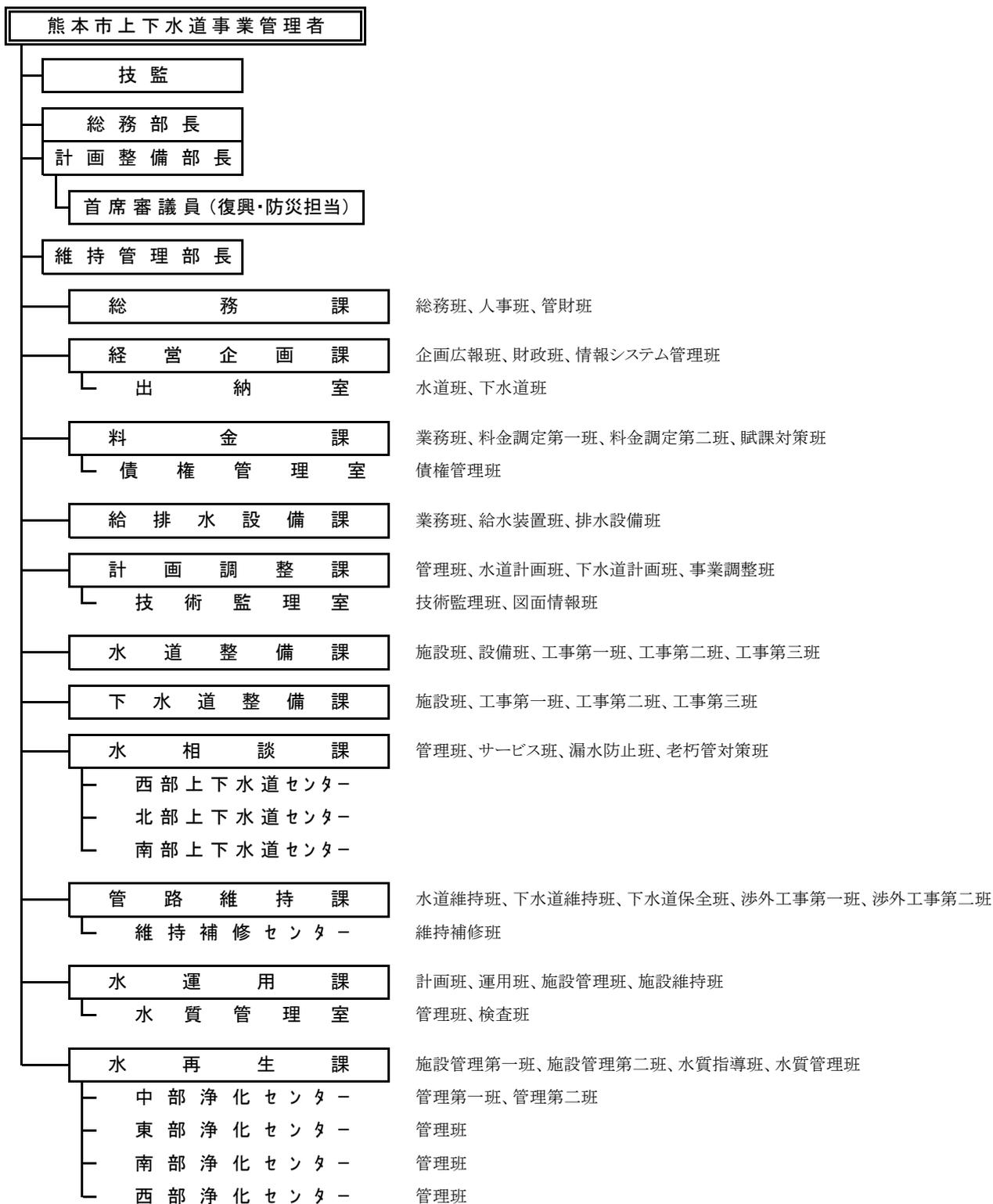
年齢別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
20歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20歳以上～25歳未満	3	2.2	4	1.5	7	1.8
25歳以上～30歳未満	6	4.4	37	14.1	43	10.8
30歳以上～35歳未満	9	6.6	30	11.5	39	9.8
35歳以上～40歳未満	11	8.1	9	3.4	20	5.0
40歳以上～45歳未満	17	12.5	19	7.3	36	9.0
45歳以上～50歳未満	23	16.9	52	19.8	75	18.8
50歳以上～55歳未満	25	18.4	30	11.5	55	13.8
55歳以上～60歳未満	38	27.8	64	24.5	102	25.5
60歳以上	4	2.9	17	6.5	21	5.3
計	136	100.0	262	100.0	398	100.0
平均年齢	47歳2月		45歳2月		45歳10月	

\* 管理者及び再任用職員(56人)を除く。

\* 業務職員は技術職員に含む。

# IV 組織・機構

## 1 機構図(平成29年4月1日現在)



災  
害  
対  
策

水  
循  
環  
環  
境  
配  
慮

広  
報

下  
水  
道  
使  
用  
料  
金

組  
織  
・  
機  
構

水  
工  
業  
用  
道  
用

## 2 事務分掌(平成29年4月1日現在)

### 総務課

- 1 局内事務の総合的調整及び連絡調整に関すること。
- 2 条例及び規程の制定改廃に関すること。
- 3 文書の収発及び管理に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 日本水道協会及び熊本県下水道協会に関すること。
- 6 熊本市上下水道サービス公社に関すること。
- 7 危機管理及び災害対策に関すること。
- 8 不用品の処分に関すること。
- 9 請負工事等の入札及び契約に関すること。
- 10 組織に関すること。
- 11 職員の任免、服務、分限、賞罰その他身分取扱いに関すること。
- 12 研修に関すること。
- 13 職員の給与及び退職手当に関すること。
- 14 職員の安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 15 局有財産の取得、管理及び処分に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 16 庁舎の維持管理に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 17 公用車の管理に関すること。
- 18 職員の安全運転及び交通事故処理に関すること。

### 経営企画課

- 1 事業経営の企画、調整、調査、分析及び改善に関すること。
- 2 市議会に関すること。
- 3 熊本市上下水道事業運営審議会に関すること。
- 4 事業統計に関すること。
- 5 広報及び広聴に関すること。
- 6 水の科学館に関すること。
- 7 財政計画に関すること。
- 8 企業債に関すること。
- 9 予算に関すること。
- 10 工業用水道事業に関すること(他の課又は室の所管に属する事務を除く。)
- 11 情報化施策の推進及び調整に関すること。
- 12 情報システムの総括に関すること。
- 13 出納室に関すること。

### 出納室

- 1 決算に関すること。
- 2 支払の審査及び執行に関すること。
- 3 出納預託に関すること。
- 4 現金及び有価証券等の出納及び保管に関すること。
- 5 資金運用及び一時借入金に関すること。
- 6 固定資産に関すること。
- 7 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

### 料金課

- 1 水道及び下水道の使用の開始及び休止に関すること。
- 2 使用水量(水道に係るものに限る。)及び排除汚水量の計量及び認定に関すること。
- 3 水道料金及び下水道使用料(以下「水道料金等」という。)の調定及び減免に関すること。
- 4 水道料金等の転居等清算に関すること。
- 5 水道料金等の収納に関すること。
- 6 水道料金等の還付及び充当に関すること。
- 7 量水器に関すること。
- 8 債権管理室に関すること。

### 債権管理室

- 1 水道料金等の滞納整理に関すること。
- 2 水道料金の未納による給水停止の執行及び解除に関すること。
- 3 水道料金等の不納欠損処分に関すること。
- 4 債権の管理及び滞納整理対策等の総合的企画及び調整に関すること。
- 5 債権を保有する所管課への助言及び指導等の支援に関すること。

災 害 対 策
水 循 環
環 境 配 慮
広 報
下 水 道 使 用 料 金
組 織 機 構
水 工 業 道 用

- 6 上下水道事業管理者が特に必要と認めた局の債権(以下「引継債権」という。)の滞納整理に関する事。
- 7 引継債権に係る訴訟、和解、調停及び放棄に関する事。

#### 給排水設備課

- 1 給水装置工事及び給水施設工事に関する事。
- 2 指定給水装置工事事業者及び排水設備指定工事店に関する事。
- 3 加入金(受託給水装置工事に伴うものを除く。)及び手数料の収納に関する事。
- 4 下水道事業受益者負担金及び区域外流入分担金等に関する事。
- 5 水洗便所改造資金に関する事。
- 6 排水設備に関する事。
- 7 給水設備の確認に関する事。
- 8 配管図面の交付に関する事。

#### 計画調整課

- 1 水道事業の認可、下水道事業の事業計画の策定及び変更並びに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に基づく届出に関する事。
- 2 水道施設、工業用水道施設及び下水道施設の整備に係る計画及び調整に関する事。
- 3 西部浄化センター処理水放流に伴う水産振興事業に関する事。
- 4 下水道資源の有効活用に関する事。
- 5 下水道雨水事業の整備に係る調整に関する事。
- 6 技術監理室に関する事。
- 7 課内、水道整備課及び下水道整備課の庶務に関する事。

#### 技術監理室

- 1 工事の検査に関する事。
- 2 工事監理の指導及び技術研修に関する事。
- 3 工事の技術基準、積算基準等に関する事。
- 4 配管図面の管理及び埋設物調査の受付に関する事。
- 5 下水道台帳に関する事。

#### 水道整備課

- 1 水道施設及び工業用水道施設の整備工事に関する事。

#### 下水道整備課

- 1 下水道施設の整備工事に関する事。
- 2 下水道雨水事業に関する事。
- 3 私道への下水道布設に関する事。
- 4 花園・島崎地区浸水対策施設技術検証委員会に関する事。

#### 水相談課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の漏水防止に関する事。
- 2 給水装置及び給水施設に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関する事。
- 3 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関する事。
- 4 配水管布設工事についての要望及び相談に関する事。
- 5 老朽給水管の更新に関する事。
- 6 保安勤務及び水防業務に係る体制及び人員の編成に関する事。
- 7 貯蔵品の経理及び保管に関する事。
- 8 西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センターに関する事。
- 9 課内、管路維持課、水運用課及び水再生課の庶務に関する事。

#### 西部上下水道センター、北部上下水道センター及び南部上下水道センター

- 1 工業用水道に係る使用水量の計量及び認定に関する事(南部上下水道センターに限る。)
- 2 工業用水道料金に関する事(南部上下水道センターに限る。)
- 3 貯蔵品の保管及び受払に関する事。
- 4 水道施設、工業用水道施設(南部上下水道センターに限る。)及び下水道施設の異常、故障等に係る初期対応に関する事。
- 5 水道施設管路、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の維持管理に関する事。
- 6 水道施設、工業用水道施設管路(南部上下水道センターに限る。)及び給水管の漏水防止に関する事。
- 7 給水施設(南部上下水道センターに限る。)及び給水装置に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの対応に関する事。
- 8 下水道管渠施設及び排水設備に係る苦情、相談等の受付並びにそれらへの初期対応に関する事。
- 9 受託給水装置工事に伴う加入金に関する事(北部上下水道センターに限る。)
- 10 受託給水工事費に関する事(北部上下水道センターに限る。)

災  
害  
対  
策

水  
循  
環

環  
境  
配  
慮

広  
報

下  
水  
道  
使  
用  
料  
金

組  
織  
機  
構

水  
工  
業  
用

## 管路維持課

- 1 水道施設管路、工業用水道施設管路及び給水管の維持管理に関する事。
- 2 貯蔵品の受払に関する事。
- 3 下水道管渠施設の維持管理に関する事。
- 4 水防業務の統括に関する事。
- 5 水道施設管路、工業用水道施設管路、下水道管渠施設及び給水管の移設の渉外に関する事。
- 6 維持補修センターに関する事。

## 維持補修センター

- 1 下水道管渠施設の維持管理作業に関する事。
- 2 貯蔵品の保管に関する事。

## 水運用課

- 1 水運用センターの維持管理に関する事。
- 2 水源地、配水池、加圧ポンプ所及び路上局の維持管理に関する事。
- 3 塩素滅菌に関する事。
- 4 配水系統及び水圧の管理に関する事。
- 5 地下水障害に関する事。
- 6 水質管理室に関する事。

## 水質管理室

- 1 水道及び工業用水道の水質検査に関する事。
- 2 水道及び工業用水道に係る水質の調査及び研究に関する事。

## 水再生課

- 1 マンホールポンプ及び浄化センターに属さないポンプ場等の管理に関する事。
- 2 事業所排水の水質指導に関する事。
- 3 下水道の水質検査及び汚泥の分析に関する事。
- 4 下水道に係る水質の調査及び研究に関する事。
- 5 浄化センターに関する事。

## 中部浄化センター、東部浄化センター、南部浄化センター及び西部浄化センター

- 1 公共下水の終末処理に関する事。
- 2 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事(中部浄化センター及び東部浄化センターに限る。)
- 3 各浄化センターの管理に関する事。
- 4 ポンプ場の管理に関する事。
- 5 放流水の水質に関する事。
- 6 下水汚泥固形燃料化施設に関する事(南部浄化センターに限る。)
- 7 伏越施設の管理に関する事(西部浄化センターに限る。)

災  
害  
対  
策

水  
循  
環

環  
境  
配  
慮

広

報

下  
水  
道  
使  
用  
料  
金

組  
織  
機  
構

水  
工  
業  
道  
用

3 職員数及び配置

(平成29年4月1日現在)

	水道事業会計						下水道事業会計						合計			
	事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員			事務職員	技術職員	合計	うち損益勘定職員						
				事務職員	技術職員	合計				事務職員	技術職員	合計				
技監		1	1			1						0			0	1
総務部長	1		1	1		1						0			0	1
総務課	12		12	12		12	4		4	4		4		4	16	
総務班	6		6	6		6	2		2	2		2		2	8	
人事班	3		3	3		3	1		1	1		1		1	4	
管財班	3		3	3		3	1		1	1		1		1	4	
経営企画課	13	1	14	13	1	14	6	1	7	6	1	7		7	21	
企画広報班	7		7	7		7	1	1	2	1	1	2		2	9	
財政班	2		2	2		2	2		2	2		2		2	4	
情報システム管理班	1	1	2	1	1	2	1		1	1		1		1	3	
出納室	3		3	3		3	2		2	2		2		2	5	
水道班	3		3	3		3									3	
下水道班							2		2	2		2		2	2	
料金課	23		23	23		23	15		15	15		15		15	38	
業務班	9		9	9		9	1		1	1		1		1	10	
料金調定第一班	9		9	9		9									9	
料金調定第二班															9	
賦課対策班							6		6	6		6		6	6	
債権管理室	5		5	5		5	2		2	2		2		2	7	
債権管理班	5		5	5		5	2		2	2		2		2	7	
給排水設備課	16	5	21	16	5	21	9		9	9		9		9	30	
業務班	6	1	7	6	1	7									7	
給水装置班	10	4	14	10	4	14									14	
排水設備班							9		9	9		9		9	9	
計画整備部長								1	1						1	
首席審議員(復興・防災担当)		1	1		1	1									1	
計画調整課	6	10	16	3	5	8	3	11	14	1				1	30	
管理班	4	1	5	1		1	2	1	3						8	
水道計画班		4	4												4	
下水道計画班								5	5						5	
事業調整班								5	5						5	
技術監理室	2	5	7	2	5	7	1		1	1		1		1	8	
技術監理班		3	3		3	3									3	
図面情報班	2	2	4	2	2	4	1		1	1		1		1	5	
水道整備課		32	32												32	
施設班		6	6												6	
設備班		5	5												5	
工事第一班		7	7												7	
工事第二班		7	7												7	
工事第三班		7	7												7	
下水道整備課								28	28						28	
施設班								10	10						10	
工事第一班								6	6						6	
工事第二班								6	6						6	
工事第三班								6	6						6	
維持管理部長		1	1		1	1									1	
水相談課	18	20	38	18	19	37	5		5	5		5		5	43	
管理班	4	1	5	4	1	5	2		2	2		2		2	7	
サービス班	6	1	7	6		6									7	
漏水防止班	1	7	8	1	7	8									8	
老朽管対策班	1	4	5	1	4	5									5	
西部上下水道センター	3	2	5	3	2	5	1		1	1		1		1	6	
北部上下水道センター	2	3	5	2	3	5	1		1	1		1		1	6	
南部上下水道センター	1	2	3	1	2	3	1		1	1		1		1	4	
管路維持課	2	17	19	2	17	19	1	31	32	1	31	32		32	51	
水道維持班	1	6	7	1	6	7		1	1	1		1		1	8	
下水道維持班							1	5	6	1	5	6		6	6	
下水道保全班								7	7		7	7		7	7	
涉外工事第一班		6	6		6	6									6	
涉外工事第二班	1	5	6	1	5	6									6	
維持補修センター								18	18		18	18		18	18	
維持補修班								18	18		18	18		18	18	
水運用課	1	37	38	1	37	38									38	
計画班		7	7		7	7									7	
運用班	1	15	16	1	15	16									16	
施設管理班		4	4		4	4									4	
施設維持班		3	3		3	3									3	
水質管理室		8	8		8	8									8	
管理班		4	4		4	4									4	
検査班		4	4		4	4									4	
水再生課								59	59		59	59		59	59	
施設管理第一班								5	5		5	5		5	5	
施設管理第二班								3	3		3	3		3	3	
水質指導班								3	3		3	3		3	3	
水質管理班								2	2		2	2		2	2	
中部浄化センター								31	31		31	31		31	31	
管理第一班								24	24		24	24		24	24	
管理第二班								7	7		7	7		7	7	
東部浄化センター								6	6		6	6		6	6	
管理班								6	6		6	6		6	6	
南部浄化センター								6	6		6	6		6	6	
管理班								6	6		6	6		6	6	
西部浄化センター								3	3		3	3		3	3	
管理班								3	3		3	3		3	3	
合計	92	125	217	89	87	176	43	131	174	41	91	132		132	391	

\*管理者及び再任用(68人)は除く。課長補佐以上は、それぞれの筆頭班に含む。兼務職は、それぞれ兼務職に含む。

災害対策  
水循環  
環境配慮  
広報  
下水道使用料  
組織機構  
水工業用

#### 4 勤続年数別職員構成

(平成29年4月1日現在)

年数別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
1年未満	3	2.2	5	2.0	8	2.0
1年以上～3年未満	7	5.2	21	8.2	28	7.2
3年以上～5年未満	4	3.0	11	4.3	15	3.8
5年以上～10年未満	8	5.9	38	14.8	46	11.8
10年以上～15年未満	8	5.9	7	2.7	15	3.8
15年以上～20年未満	8	5.9	14	5.5	22	5.6
20年以上～25年未満	28	20.7	27	10.5	55	14.1
25年以上～30年未満	22	16.3	64	25.0	86	22.0
30年以上～35年未満	28	20.7	39	15.2	67	17.1
35年以上	19	14.1	30	11.7	50	12.7
計	135	100.0	256	100.0	391	100.3
平均年数	23年2月		20年10月		21年8月	

\* 管理者及び再任用職員(68人)を除く。

\* 業務職員は技術職員に含む。

#### 5 年齢別職員構成

(平成29年4月1日現在)

年齢別	事務職員		技術職員		全職員	
	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)	職員数(人)	比率(%)
20歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20歳以上～25歳未満	5	3.7	7	2.7	12	3.1
25歳以上～30歳未満	6	4.4	43	16.8	49	12.5
30歳以上～35歳未満	9	6.7	30	11.7	39	10.0
35歳以上～40歳未満	14	10.4	9	3.5	23	5.9
40歳以上～45歳未満	17	12.6	20	7.8	37	9.5
45歳以上～50歳未満	24	17.8	50	19.5	74	18.9
50歳以上～55歳未満	27	20.0	32	12.5	59	15.1
55歳以上～60歳未満	33	24.3	65	25.5	98	25.0
60歳以上	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	135	100.0	256	100.0	391	100.0
平均年齢	45歳10月		43歳7月		44歳4月	

\* 管理者及び再任用職員(68人)を除く。

\* 業務職員は技術職員に含む。